

○庄原市広告掲載要綱

平成18年11月20日告示第127号

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市の広報物及び印刷物

イ 市のウェブページ

ウ 市の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念を与えるおそれがあるもの

(9) 社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの

(10) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(11) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、市長が別に定める。

(広告の規格等)

第 4 条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告募集方法等)

第 5 条 広告募集方法、広告料及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、市長が別に定める。

(審査機関)

第 6 条 広告媒体、規格、募集方法、広告料等の適否を審査するため、庄原市広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会に会長を置く。

3 会長は、総務部長をもって充てる。

4 構成員は、別表に掲げる職にある者とする。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する構成員がその職務を代行する。

(会議)

第 7 条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審査会の会議は、会長がその議長となる。

3 審査会の会議は、在任構成員の過半数の出席をもって開くものとする。

4 審査会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 審査会は、前各項の規定にかかわらず、広告が第 3 条第 2 項で定める基準に反しないと認められるときは、持回りの方法により審査を行うことができる。

6 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(軽微な内容変更等)

第 8 条 広告内容が次のいずれかに該当するときは、審査会の開催を省略することができる。ただし、広告内容の適否について、疑義が生じた場合は、この限りでない。

(1) 同一年度において、以前に掲載した広告と同一又は軽微な内容の変更をした広告を掲載するとき。

(2) 過去 1 年間に掲載した内容と同一の広告を掲載するとき。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部財政課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第51号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月5日告示第126号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年10月1日告示第145号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年1月22日告示第10号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日告示第64号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日告示第41号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月31日告示第122号）

この告示は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成25年8月30日告示第102号の2）

この告示は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第42号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

No.	職名	備考
1	総務部長	会長
2	生活福祉部長	
3	企画振興部長	
4	環境建設部長	
5	教育部長	